

国 海 環 第 122 号
令和元年12月27日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
石原 彰



二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令
等の一部改正について（周知）

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号）の一部改正が令和元年12月27日に公布されましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する 基準を定める省令の一部改正について

1. 改正の背景

船舶からの二酸化炭素の放出を抑制するため、海洋汚染防止条約附属書Ⅵにより、平成25年1月以降、国際航海等^{※1}に従事する総トン数400トン以上の新造船及び改造船においては、二酸化炭素放出抑制指標^{※2}を、船舶の用途毎に定められている基準値から設定される規制値以下とすることが義務付けられている。同規制値は段階的に強化することが決定されており、令和2年1月より基準値から最大20%削減した規制値が上記船舶に対して適用される。

また、平成30年4月に開催された国際海事機関の第72回海洋環境保護委員会において、同附属書第21規則6に規定される基準値の見直し条項に基づき、一部船舶^{※3}の基準値を補正する条約改正が採択されており、同改正は上記の規制値適用開始時期に合わせて適用される。

※1 国際航海等…自国の排他的経済水域を超える航海

※2 二酸化炭素放出抑制指標…1トンの貨物を1マイル(1,852m)輸送する際の、船舶からの二酸化炭素の放出量を示す指標(単位はグラム/トン・マイル)。

※3 一部船舶…ロールオン・ロールオフ旅客船及びロールオン・ロールオフ貨物船(自動車運搬船に該当するものを除く。)

2. 改正の概要

上記による二酸化炭素放出抑制指標の規制値の変更(詳細は別添「参考資料」)を担保するため、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令(平成24年12月28日国土交通省・環境省令第3号)において規定されている二酸化炭素放出抑制指標の基準を改正する。

3. 今後のスケジュール(予定)

公	布	令和元年12月27日
施	行	令和2年1月1日

○国土交通省
環境省令第三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 江藤 拓

環境大臣 小泉進次郎

改正後

(二) 二酸化炭素放出抑制指標の基準

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準（同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準）とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	
	船舶の用途	船舶の大きさに関する指標
一 ロールオン・ロールオフ旅客船	Dwが一万吨以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $722.072 \times (10000)^{-0.381}$ 以下であること。
	Dwが一万吨以上一万吨未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $722.072Dw^{-0.381}$ 以下であること。
	Dwが二百五十トン以上一万吨未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $902.59Dw^{-0.381} (1 - 0.2 \frac{Dw-250}{750})$ 以下であること。
	Dwが二百五十トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
二 クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）	Gtが八万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $136.672Gt^{-0.214}$ 以下であること。
	Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $170.84Gt^{-0.214} (1 - 0.2 \frac{Gt-25000}{60000})$ 以下であること。
	Gtが二万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが二万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $975.04Dw^{-0.381}$ 以下であること。
三 タンカー等（次号に掲げるものを除く。）	Dwが四万吨以上二万吨未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1218.8Dw^{-0.381} (1 - 0.2 \frac{Dw-4000}{16000})$ 以下であること。
	Dwが四万吨未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

改正前

(二) 二酸化炭素放出抑制指標の基準

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準（同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準）とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	
	船舶の用途	船舶の大きさに関する指標
一 ロールオン・ロールオフ旅客船	Dwが一万吨以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $714.562Dw^{-0.381}$ 以下であること。
	Dwが二百五十トン以上一万吨未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $752.16Dw^{-0.381} (1 - 0.05 \frac{Dw-250}{750})$ 以下であること。
	Dwが二百五十トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Gtが八万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $162.298Gt^{-0.214}$ 以下であること。
二 クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）	Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $170.84Gt^{-0.214} (1 - 0.05 \frac{Gt-25000}{60000})$ 以下であること。
	Gtが二万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが二万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1096.92Dw^{-0.381}$ 以下であること。
	Dwが四万吨以上二万吨未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1218.8Dw^{-0.381} (1 - 0.1 \frac{Dw-4000}{16000})$ 以下であること。
三 タンカー等（次号に掲げるものを除く。）	Dwが四万吨未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

四 タンカー等（その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $975.2Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが四千トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1219Dw^{-0.008}\left(1-0.2\frac{Dw-4000}{16000}\right)$ 以下であること。
	Dwが四千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $899Dw^{-0.008}$ 以下であること。
五 液化ガスばら積船	Dwが二千トン以上一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1120Dw^{-0.008}\left(1-0.2\frac{Dw-2000}{8000}\right)$ 以下であること。
	Dwが二千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1802.96Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
六 液化天然ガス運搬船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1802.96Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $769.432Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $961.79Dw^{-0.008}\left(1-0.2\frac{Dw-10000}{10000}\right)$ 以下であること。
七 ばら積貨物船	Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $139.376Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $139.376Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $139.376Dw^{-0.008}$ 以下であること。
八 コンテナ船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $139.376Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $139.376Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $139.376Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $139.376Dw^{-0.008}$ 以下であること。

四 タンカー等（その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1097.1Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが四千トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1219Dw^{-0.008}\left(1-0.1\frac{Dw-4000}{16000}\right)$ 以下であること。
	Dwが四千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1008Dw^{-0.008}$ 以下であること。
五 液化ガスばら積船	Dwが二千トン以上一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1120Dw^{-0.008}\left(1-0.1\frac{Dw-2000}{8000}\right)$ 以下であること。
	Dwが二千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $2028.33Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
六 液化天然ガス運搬船	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $2028.33Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが二万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $865.611Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万トン以上二万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $961.79Dw^{-0.008}\left(1-0.1\frac{Dw-10000}{10000}\right)$ 以下であること。
七 ばら積貨物船	Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $156.788Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $156.788Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $156.788Dw^{-0.008}$ 以下であること。
八 コンテナ船	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $156.788Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $156.788Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $156.788Dw^{-0.008}$ 以下であること。
	Dwが一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $156.788Dw^{-0.008}$ 以下であること。

九 冷凍運搬船	Dw が一万トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $174.22Dw^{-0.281} (1 - 0.2 \frac{Dw-10000}{5000})$ 以下であること。
	Dw が一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
十 ロールオン・ロールオフ貨物船（自動車運搬船に該当するものを除く。）	Dw が五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $192.958Dw^{-0.241}$ 以下であること。
	Dw が三千トン以上五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $227.01Dw^{-0.241} (1 - 0.15 \frac{Dw-3000}{2000})$ 以下であること。
十一 自動車運搬船（Dw を Gt で除した値が 〇・三未満であるものに限る。）	Dw が三千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dw が一万七千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1348.936 \times (17000)^{-0.485}$ 以下であること。
十二 自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。）	Dw が二万七千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1348.936Dw^{-0.485}$ 以下であること。
	Dw が二万七千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1686.17Dw^{-0.485} (1 - 0.2 \frac{Dw-1000}{1000})$ 以下であること。
十一 自動車運搬船（Dw を Gt で除した値が 〇・三未満であるものに限る。）	Dw が一千トン以上二千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1686.17Dw^{-0.485} (1 - 0.2 \frac{Dw-1000}{1000})$ 以下であること。
	Dw が一千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
十二 自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。）	Dw が一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $663.306Dw^{-0.471} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$ 以下であること。
	Dw が一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
十二 自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。）	Dw が一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $663.306Dw^{-0.471} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$ 以下であること。
	Dw が一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

九 冷凍運搬船	Dw が一万トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $174.22Dw^{-0.281} (1 - 0.1 \frac{Dw-10000}{5000})$ 以下であること。
	Dw が一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
十 ロールオン・ロールオフ貨物船（自動車運搬船に該当するものを除く。）	Dw が五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $204.309Dw^{-0.241}$ 以下であること。
	Dw が三千トン以上五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $227.01Dw^{-0.241} (1 - 0.1 \frac{Dw-3000}{2000})$ 以下であること。
十一 自動車運搬船（Dw を Gt で除した値が 〇・三未満であるものに限る。）	Dw が三千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dw が一万七千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1334.8925Dw^{-0.485}$ 以下であること。
十二 自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。）	Dw が二万七千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1334.8925Dw^{-0.485}$ 以下であること。
	Dw が二万七千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1405.15 Dw^{-0.485} (1 - 0.05 \frac{Dw-1000}{1000})$ 以下であること。
十一 自動車運搬船（Dw を Gt で除した値が 〇・三未満であるものに限る。）	Dw が一千トン以上二千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $1405.15 Dw^{-0.485} (1 - 0.05 \frac{Dw-1000}{1000})$ 以下であること。
	Dw が一千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
十二 自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。）	Dw が一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $741.342Dw^{-0.471} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$ 以下であること。
	Dw が一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
十二 自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。）	Dw が一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $741.342Dw^{-0.471} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$ 以下であること。
	Dw が一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和二年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて、令和五年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

十三 一般貨物船	Dw が一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $91.35Dw^{0.25}$ 以下であること。
十四 前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶	Dw が三千トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $107.48Dw^{0.25} (1 - 0.15 \frac{Dw - 3000}{12000})$ 以下であること。
	Dw が三千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
備考 Dw は、載貨重量トン数 Gt は、総トン数		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

十三 一般貨物船	Dw が一万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が $96.732Dw^{0.25}$ 以下であること。
十四 前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶	Dw が三千トン以上一万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が $107.48Dw^{0.25} (1 - 0.1 \frac{Dw - 3000}{12000})$ 以下であること。
	Dw が三千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
備考 Dw は、載貨重量トン数 Gt は、総トン数		二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。